

新型コロナウイルス感染拡大防止への 社会教育・体育施設の対応について

I. 感染防止対応について

1. 社会教育施設 4/6～

(1) イベント及び会議等

- ・5月末までの市主催イベント及び会議等については中止又は延期

(2) 利用者に対する注意喚起の強化

- ・3密(「密閉」「密集」「密接」)を回避できない場合の利用の自粛要請
- ・発熱がある方や発熱の有無にかかわらず体調に不安がある方の入館・入場の禁止

2. 社会体育施設 4/2～

(1) 施設の利用制限

- ・3密での利用が懸念される更衣室やスポーツスタジオ、研修室を閉鎖
- ・器具を介しての感染が懸念されるトレーニング室を閉鎖

(2) 利用者に対する注意喚起の強化

- ・3密を回避できない場合の利用の自粛要請
- ・発熱がある方や発熱の有無にかかわらず体調に不安がある方の入館・入場の禁止

3. 図書館 4/3～

- ・3密を回避できないために学習室を閉鎖

II. 活動の自粛要請について

1. スポーツ少年団への活動自粛要請(現在自主的に活動を休止中)
2. 総合型地域スポーツクラブの児童・生徒を対象にした教室等の自粛要請
3. その他児童・生徒が参加する地域のクラブチームに対する活動自粛要請

III. 今後、職員及または体育館利用者の感染が判明した場合の対応について

- ・即時休館とし、衛生的処置をとり、当面の間当該施設を休館する
- ・他のすべての施設の休館を検討する

IV. 学校体育施設の開放について 4/3～

- ・休校に合わせて開放事業を休止する(体育館、グラウンド等全ての施設)

V. 期間

令和2年4月24日(金)まで